

佐賀市上下水道局ミストシャワー貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、夏場の暑さ対策とともに、快適な街空間を提供することで水道水のPRを行うことを目的とした、蛇口からでも取出しができる簡易的なミストシャワーの貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、ミストシャワーを設置することで佐賀市民に幅広く水道水をPRすることができ、かつ、佐賀市内で水道を契約している公共施設、自治会、企業、店舗及び事業所等に貸し出すものとする。ただし、管理者が特に認める者については、この限りでない。

(貸出申請)

第3条 ミストシャワーの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを希望する日の5日前までに、佐賀市上下水道局ミストシャワー貸出申請書（様式第1号）を、管理者に提出しなければならない。

2 貸出しあは、原則として、1セット（本体1個、延長セット3個）までとする。

(貸出許可)

第4条 管理者は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、佐賀市上下水道局ミストシャワー貸出許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(貸出、返却場所、設置等)

第5条 貸出及び返却場所は佐賀市上下水道局4階（総務課内）とし、両者立ち合いのもとで行うものとする。

2 運搬及び設置はミストシャワーの貸出許可を受けた者（以下「使用者」という。）が行うものとする。

(貸出期間の制限)

第6条 使用者は、ミストシャワーを引き続き14日以上使用することができない。ただし、管理者が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(目的外使用の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(貸出許可の取消し)

第8条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) ミストシャワーの管理上支障があるとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、管理者が不適当と認めたとき。

2 管理者は、前項の貸出許可の取消しによって使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 ミストシャワーの使用料は、無料とする。

(使用者の負担)

第10条 ミストシャワーの設置に係る費用及び使用に係る水道料金は、前条の規定にかかるわらず、使用者の負担とする。

2 使用者は、ミストシャワーを損傷し、又は滅失したときは、その回復に係る費用を負担しなければならない。ただし、管理者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ミストシャワーを使用するに当たっては、善良に管理するものとする。
- (2) ミストシャワーの使用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により貸出許可を取り消されたときは、ミストシャワーを十分に清掃し、速やかに返還すること。
- (3) 使用者は、管理者が貸与するP R用パネルを見やすい位置に取り付けるものとする。

(損害賠償)

第12条 管理者は、ミストシャワーの使用により生じた損害について、その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和元年7月25日から施行する。